

令和2年7月 総会議事録

日 時 令和2年7月17日(金)
午前10時00分
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年7月17日（金）
午前10時00分開会 午前10時55分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田29番地1
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第26号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第27号 農用地利用集積計画について
 - 議案第28号 競売買受適格証明について（農地法第3条関係）
 - 議案第29号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第30号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

事務局 4名

農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会7月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願ひいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は、24名全員ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から2名指名したいと思います。異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、議席番号11番近藤好幸委員、同15番高部宏生委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、10日の書類説明会、農業委員による現地調査、審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号1番について、前回取得した農地にオリーブが植えてあることを確認しました。

番号4番について、7月10日に誓約書が提出され、審査会において7月末までに草刈りを行うことを再度確認しました。草刈りされたことを確認した後で許可書を交付することとします。

番号5番及び6番について、7月14日に小屋が建っていた土地については、現況証明願が提出され、また、7月15日に営農計画書が提出されました。

書類説明会時に委員より指摘のありました営農状況と後継者については、営農計画書によると所有農地のうち、2筆に水稻、1筆に柿を栽培し、秋から冬にかけて1筆でキャベツ、2筆でジャガイモを栽培する計画です。申請地では梅を栽培する予定です。合計59aで下限面積の要件を満たしています。

申請者自身高齢ではありますが、同世帯の妻が250日従事しております。また別世帯で天伯町在住の娘が後継者となることが高齢者取得理由書に記載されています。現在は年間30日ほど繁忙期に農作業を手伝っていることを確認しました。

また、農地審査会において農地を荒らさずに耕作していく旨表明を受けました。

そのほかについて変更等はございません。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

15日の審査会以降、4条及び、5条関係におきましては、変更等はございません。

これまでの対応状況については、書類説明会以降新たな調整は行っていません。そのため追記はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長

それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 24 号、1 ページをご覧ください。

まず、番号 1 番から 3 番について説明します。

取得目的は、番号 1 番が経営規模拡大、番号 2 番及び 3 番が
近隣農地の取得で、権利の種類はすべて所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するか
どうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第 1 号取得後全部効率的に利用できるかについて、全案件と
もトラクター等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保し
ています。従事者について番号 2 番及び 3 番は 2 名の常時従事
者がいます。番号 1 番は申請者のみで、年齢が 74 歳と高齢で
はありますが、高齢者取得理由書によると健康状態に問題はな
く、市内別世帯の息子が後継者となる予定です。番号 2 番は申
請者の年齢が 72 歳と高齢ではありますが、高齢者取得理由書
によると健康状態に問題はなく、同世帯の息子が後継者となる
予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕
作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま
す。

第 2 号農地所有適格法人以外の法人については該当ありま
せん。

第 3 号信託の引き受けについては該当ありません。

第 4 号取得後において常時従事するかどうかについては、全
案件とも申請者が 150 日以上従事します。

第 5 号取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについて、
全案件とも許可前から 50a 以上あります。

第 6 号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用
の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地
調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、既設の農地所有適格法人が新たに農地を取得する案件である番号4番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号主たる事業は、キャベツ等の栽培です。

第2号構成員については5名であり、法人の行う農作業に300日従事し、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号・第4号取締役については3名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に300日従事しています。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしています。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具については、トラクター2台、耕運機3台、野菜自動移植機2台、トラック2台を所有しています。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、雑草が伸びていた農地については7月末までに草刈りを行うことを確認しており、そのほかについては耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われまます。

第3号信託の引受けについては、該当ありません。

第5号取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、申請前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

最後に番号5番及び6番の案件について説明します。

取得目的は、近隣農地を交換により取得、権利の種類は番号5番が所有権移転、番号6番が使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、トラクタ一等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保しています。従事者については2名の従事者がいます。申請者は年齢が92歳と高齢ではありますが、先ほどご説明した通り高齢者取得理由書が提出されております。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作に供すべき農地について耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われれます。

第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、申請者は60日従事ですが、同世帯の妻が250日従事しております。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上になります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号5番及び6番については、議案第25号農地法第5条番号10番と交換案件のため、許可日については、豊

橋市長と調整のうえ決定することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさように決しました。

続きまして、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第25号、2ページから4ページをお願いします。

権利の種類について、使用貸借による権利の設定は、番号1番、8番、9番です。所有権移転は、番号2番、5番から7番、10番から14番、17番です。賃借権の設定は、番号3番、4番、15番、16番、18番です。

転用目的については、番号1番から3番、14番、17番が資材置場等、番号4番から7番、11番、13番、15番、16番が太陽光発電設備、番号8番、10番、12番が分家住宅等、番号9番が車両置場、番号18番が仮設休憩小屋等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号12番です。2種農地と判断されるのは、番号3番、5番、7番、10番、13番、15番から17番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、2番、4番、6番、8番、9番、11番、14番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは、番号18番ですが、一時転用に該当します。

資力については、自己資金のみは、番号1番から4番、6番、9番、13番から18番です。借入金のみは、番号7番、8番、10番、です。自己資金及び借入金は、番号5番、11番、12番です。

信用性については、番号1番は、始末書が添付されています。その他案件は、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号18番は転用者の地役権が設置されています。その他の案件については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、番号1番はすでに完了しています。その他の案件については令和2年8月21日から令和2年10月6日までに着工し、令和2年9月14日

から令和4年4月30日までに完了する計画である記載がありません。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号8番、10番、12番です。その他の案件は、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについて、番号3番は申請外原野が432㎡、番号5番は申請外山林が59㎡、番号6番は申請外宅地が198.16㎡、番号15番は申請外山林等が2,519㎡、番号16番は申請外山林が618㎡、番号18番は申請外雑種地が2,187㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号2番、3番、4番、6番から9番、11番から15番、17番、18番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、5番、10番、16番です。

一時転用については番号18番が該当し、1年8ヶ月の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決

しました。

続きまして、議案第 26 号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 26 号、5 ページをお願いします。

番号 1 番については、平成 18 年 11 月 1 日より資源化センター 3 号炉施設整備工事のための、資材置場、駐車場等を設置しましたが、工事完了後も引き続き点検・整備等が必要なため、令和 3 年 6 月 30 日まで一時転用の期間延長をするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、次の別添資料 1-1 の議案第 27 号「農用地利用集積計画について」の利用権設定の番号 21 番は松井委員が出資する農地所有適格法人が、番号 55 番、90 番及び 91 番、94 番、149 番、153 番、159 番、183 番、187 番及び 188 番、192 番、196 番、226 番、230 番、232 番、242 番から 244 番、249 番、251 番、254 番から 256 番、266 番から 269 番、276 番及び 277 番、283 番、289 番、291 番、295 番並びに 298 番から 302 番は福井委員が代表を務める農地所有適格法人が、番号 203 番は清原委員の同居の親族が、それぞれ申請者のため農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

松井委員、福井委員及び清原委員は、関係案件のみ一時退席い

たしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 27 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 27 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、6 月 25 日の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましても、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件について、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-1 をご覧ください。

1 ページは利用権設定および所有権移転の集計表です。総計は 307 件、665 筆、699,401.22 m²でございます。

次に 3 ページの所有権移転につきましては、3 件 6 筆 4,814 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、7 月 15 日に井川会長職務代理者、佐藤委員、鈴木委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。なお、明細は 6 ページにございますのでご確認お願い致します。

次に 4 ページ、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 304 件 659 筆 694,587.22 m²です。なお、明細は 8 ページ以降にございますのでご確認お願い致します。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認

められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、松井委員が関係する案件と、福井委員が関係する案件と、清原委員が関係する案件と、それ以外の案件にそれぞれ分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

まず、利用権設定の番号1番から304番までのうち、番号21番、55番、90番及び91番、94番、149番、153番、159番、183番、187番及び188番、192番、196番、203番、226番、230番、232番、242番から244番、249番、251番、254番から256番、266番から269番、276番及び277番、283番、289番、291番、295番並びに298番から302番を除く264件、所有権移転の番号1番から3番までの3件、合計267件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

松井委員は退席してください。

次に利用権設定の番号21番の1件の審議いたします。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

松井委員は復席してください。

福井委員は退席してください。

次に利用権設定の番号 55 番、90 番及び 91 番、94 番、149 番、153 番、159 番、183 番、187 番及び 188 番、192 番、196 番、226 番、230 番、232 番、242 番から 244 番、249 番、251 番、254 番から 256 番、266 番から 269 番、276 番及び 277 番、283 番、289 番、291 番、295 番並びに 298 番から 302 番の 38 件を一括審議いたします。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

福井委員は復席してください。

清原委員は退席してください。

次に利用権設定の番号 203 番の 1 件を審議いたします。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

清原委員は復席してください。

続きまして、議案第 28 号「競売買受適格証明について」を議題といたします。

本案は、農地法第 3 条許可に係る証明です。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 28 号、6 ページをお願いします。

番号 1 番は、裁判所の競売で、売却の方法は、期間入札です。

入札実施期間は、令和 2 年 9 月 2 日から令和 2 年 9 月 9 日までです。

取得目的については、経営規模拡大の案件です。

次に、願出人が期間入札に参加し買受人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請がされた場合、農地法第 3 条第 2 項各号の規定により、許可できるかどうかについて説明します。

第 1 号取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あり、常時従事者は 3 名です。

また、願出地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。

第 2 号農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第 3 号信託の引受けについては、該当ありません。

第 4 号取得後において常時従事するかどうかについては、願出人が 300 日従事しています。

第 5 号取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、申請前から 50a 以上あります。

第 6 号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方に現地調査をしていただいた結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し、最高価買受人となり、農地法第 3 条の規定による申請が提出された場合、

その申請が買受適格証明と同一の内容であると会長が認めた時には、改めて総会に諮ることなく許可することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 29 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 29 号 7 ページをご覧ください。

議案第 29 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の 4 筆は水稻、2 筆はハウスおけるミニトマトの栽培、1 筆は保全管理です。

この 1 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお 市街化区域の農地はありません。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

事務局

続きまして、議案第 30 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 11 番の 11 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 30 号 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

議案第 30 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号 1 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は水稲、7 筆は保全管理です。

番号 2 番は施設園芸による経営です。特例農地の 10 筆はハウスにおける大葉の栽培です。

番号 3 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 7 筆は水稲、2 筆は露地野菜の栽培、20 筆は保全管理です。

番号 4 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は水稲、1 筆は露地野菜の栽培、2 筆は保全管理です。

番号 5 番は畑作による経営です。特例農地の 1 筆は露地野菜の栽培、1 筆は保全管理です。

番号 6 番は畑作による経営です。特例農地の 5 筆がハウスにおけるトマトの栽培、1 筆が保全管理です。

番号 7 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 6 筆が水稲、1 筆がクレソン等の栽培、2 筆が苗場、13 筆が保全管理です。

番号 8 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 5 筆は水稲、1 筆がクレソン等の栽培、2 筆が苗場、11 筆が保全管理です。

番号 9 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 4 筆は水稲の栽培、6 筆は保全管理です。

番号 10 番は水稲による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培です。

番号 11 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は水稲、5 筆はキャベツ等の栽培、8 筆は保全管理です。

この 11 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域の農地は、番号 2 番に 6 筆、5 番に 2 筆あります。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は、さよう決しました。
 以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。
 はい、議長。報告させていただきます。
 議案の 10 ページをお願いします。
 報告第 1 号の番号 1 番から 26 番までの 26 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
 次に 14 ページをお願いします。
 報告第 2 号の番号 1 番から 11 番の 11 件、及び 16 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 33 番までの 33 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
 次に 21 ページをお願いします。
 報告第 4 号の番号 1 番の 1 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
 次に 22 ページをお願いします。
 報告第 5 号の番号 1 番から 5 番の 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。
 願い出の内容及び添付書類を審査の上、7 月 17 日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時44分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。 (午前10時46分再開)

事務局 次に連絡事項をお願いいたします。

議長 <連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。

議長 なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時55分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年7月17日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(11 番 近藤 好幸 委員)

議事録署名者
(15 番 高部 宏生 委員)